

【目指すべき社会の姿】

- 児童虐待により子どもが命を落とすことがない社会になる（児童虐待死の撲滅を目指す）
- 全国どこでも養育困難家庭の育児への不安や負担感が軽減される支援を受けられるようになる
- 虐待を受けた子どもが良好な家庭的環境の中で育まれるようになる
- 母子家庭等の安定、自立した生活が確保されるようになる
- 障害のある子どもの「育ち」を支援し、一人ひとりの適性に応じた社会的・職業的な自立が促進される

(5) いつでも安心して小児医療、母子保健医療が受けられる体制の整備

どこでも、子どもの病気や出産の緊急時に適切に対応できる体制を整備し、妊娠、出産、育児の安心・安全を確保するとともに、子どもの健やかな育ちを支援する。

①子どもの病気に対し適切に対応できる体制整備

具体的施策

今後5年間の目標

小児救急医療体制の推進

子どもの病気の緊急時に、夜間、休日でも適切な小児救急医療を提供するため、小児救急医療圏（404地区）をカバーする体制を全国に整備するとともに、保護者向けの夜間電話相談体制などの整備を進める。 ▶ 厚生労働省

平成16年度 → 平成21年度
221地区 → 404地区

小児科医師等の確保・育成

子どもが地域において、いつでも安心して医療サービスを受けられるよう、小児科医療施設の役割分担と連携を推進し、小児科医師の適正な配置を図る。また、産科医師数の減少傾向に歯止めをかける。さらに、子どもが入院中も「子どもらしく生活」できるように小児医療を支える保育士の十分な確保を図る。 ▶ 厚生労働省

小児科医師数が適正に配置された医療施設数の増加
かかりつけ医を持っている子どもの割合
81.7%（12年）→ 100%

小児医療の診療報酬上の適切な評価

平成15年3月に閣議決定された「医療保険制度及び診療報酬体系に関する基本方針」に沿って、医療の特性、患者の心身の特性、生活の質の重視等を踏まえた適切な評価について引き続き検討を進める。 ▶ 厚生労働省

②子どもの健やかな成長の促進

具体的施策

今後5年間の目標

予防接種の推進

定期的な予防接種を円滑に受けられるような環境の確保に努め、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延の予防を図る。 ▶ 厚生労働省

予防接種の接種率向上